

7 川 監 公 第 1 0 号
令和 7 年 1 0 月 1 5 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 7 年 8 月 1 9 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	川 鍋 雅 裕
同	川 上 善 行

(別紙)

7 川 監 第 5 4 4 号
令和7年10月15日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 渡辺 登代美 様
同 星野 文紀 様

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕
同 川 上 善 行

川崎市職員措置請求について（通知）

令和7年8月19日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、雨笠裕治監査委員及び浜田昌利監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、令和6年度川崎市議会議員海外視察に参加した川崎市議会議員に支給された当該海外視察に係る経費（以下「本件経費」という。）について、川崎市長が、当該海外視察に参加した各川崎市議会議員に対して返還請求をすることを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求書及び事実証明書の内容からは財務会計上の行為である本件経費の支出が行われた日は明らかとされていないが、令和6年9月12日の川崎市議会議会局による報道発表資料（措置請求書の添付資料1）によれば、当該海外視察は同日に開催された令和6年第3回川崎市議会定例会本会議第4日において決定されたものであることから、財務会計上の行為は当該日以降に行われたものと推定される。

よって、本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和7年8月19日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年9月22日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和7年9月22日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「職員措置請求に係る市の考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 監査対象事項

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人が監査対象事項とする具体的な財務会計行為は、本件措置請求書、事実証明書、「職員措置請求に係る市の考え方」等の内容から、令和6年10月20日から同月28日に実施されたシンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）及び中華人民共和国（以下「中国」という。）における市議会による視察調査（以下「本件アジア視察」という。）、同年11月2日から同月9日に実施されたオーストラリア連邦（以下「オーストラリア」という。）及びニュージーランドにおける市議会による視察調査（以下「本件オセアニア視察」という。）並びに同月3日から同月10日に実施されたデンマーク王国（以下「デンマーク」という。）及び「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」（以下「イギリス」という。）における市議会による視察調査（以下「本件ヨーロッパ視察」という。）の各視察調査（以下「本件各海外視察」という。）に参加した31名の川崎市議会議員（以下「本件各議員」という。）に対して費用弁償（旅費）として37,172,317円を支出したこと（以下「本件支出」という。）であると認められることから、本件支出を監査対象事項とした。

第4 監査の結果等

1 事実関係の確認等

請求人及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本件各海外視察の概要について

本件各海外視察の概要は、以下のとおりである。

ア 派遣目的

海外における行政事情その他市政に関する必要事項の視察調査を行うことにより、時代に即応した国際的な知識を涵養し、経験を蓄積することを通して、市政の課題の解決に資するとともに、市民生活及び市政の発展に寄与することを目的とする。

イ 本件アジア視察について

(ア) 派遣期間

令和6年10月20日（日）から同月28日（月）まで

(イ) 派遣場所

シンガポール、ベトナム、中国

(ウ) 主要調査項目

- a 経済産業施策（シンガポール、ベトナム、中国）
- b 環境・エネルギー施策（シンガポール、中国）
- c 教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援（ベトナム）

(エ) 派遣議員

10名

(オ) 行程

月日	日程
10/20 (日)	羽田空港発 ⇒ シンガポール着
10/21 (月)	○リー・クアンユー公共政策大学院 ・経済産業施策について ○A*STAR ISCE2 研究所 ・環境・エネルギー施策について(脱炭素・カーボンニュートラルの取り組みについて)
10/22 (火)	○在シンガポール日本国大使館 ○ジュエル・チャンギ国際空港 ・経済産業施策について(空港・港湾施策について) シンガポール発 ⇒ ホーチミン着
10/23 (水)	○ホーチミン日本商工会議所 ・教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援について(教育とエンタメ普及活動について) ホーチミン発 ⇒ ビンズン新都市着 ○Becamex 東急、TOKYU Garden City ・教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援について(教育とエンタメ普及活動について) ○フロンターレサッカースクール ・教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援について(教育とエンタメ普及活動について) ビンズン新都市発 ⇒ ホーチミン着
10/24 (木)	○ベトナム国家大学ホーチミン市校工科大学 ・経済産業施策について(産業人材育成について)

	ホーチミン発 ⇒ ダナン着
10/25 (金)	○ダナン人民評議会、ダナン人民委員会 ○ダナン港 ・経済産業施策について(港湾事業について)
10/26 (土)	ダナン発 ⇒ ハノイ着 ハノイ発 ⇒ 深圳着
10/27 (日)	○完全無人自動運転タクシー ・経済産業施策について(先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策について) ○盒馬鮮生(フォーマーフレッシュ) ・経済産業施策について(先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策について) ○BYD(比亞迪汽車株式会社、Build Your Dreams)深圳販売店 ・環境・エネルギー施策について(脱炭素・カーボンニュートラルへの取り組みについて) ○華強北(ファーチャンベイ) ・経済産業施策について(先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策について)
10/28 (月)	○百度(バイドゥ)深圳支社 ・経済産業施策について(先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策について) ○深圳国際会展中心 ・経済産業施策について(先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策について) 深圳発 ⇒ 羽田空港着

ウ 本件オセアニア視察について

(ア) 派遣期間

令和6年11月2日(土)から同月9日(土)まで

(イ) 派遣場所

オーストラリア、ニュージーランド

(ウ) 主要調査項目

- a 環境・エネルギー施策(オーストラリア)
- b 多文化交流、多文化共生社会(オーストラリア)
- c 経済産業施策(オーストラリア)
- d 地方自治(ニュージーランド)

e 社会福祉、社会保障（ニュージーランド）

(I) 派遣議員

11名

(オ) 行程

月日	日程
11/2 (土)	羽田空港発 ⇒
11/3 (日)	⇒ シドニー着 ○JETRO シドニー事務所 ・環境・エネルギー施策について(国家水素戦略について)
11/4 (月)	シドニー発 ⇒ ウーロンゴン着 ○グリーンハウスパーク、ポートケンブラ製鉄所、ポートケンブラ港 ・経済産業施策について(港湾施策について) ○ウーロンゴン市・市議会 ウーロンゴン発 ⇒ シドニー着 ○ニューサウスウェールズ州多文化省 ・多文化交流、多文化共生社会について(住民相互の多文化交流を促進する戦略について)
11/5 (火)	シドニー発 ⇒ ブリスベン着 ○クイーンズランド州政府、ENEOS ・環境・エネルギー施策について(国家水素戦略について)
11/6 (水)	○wildfire 社 ・環境・エネルギー施策について(水素サプライチェーンについて) ○在ブリスベン日本国総領事館 ・環境・エネルギー施策について(水素サプライチェーンについて) ブリスベン発 ⇒ オークランド着
11/7 (木)	○在オークランド日本国総領事館 ・地方自治制度について ○セルウィン財団「ハウマルハウジング」 ・社会福祉、社会保障について(高齢者福祉について)
11/8 (金)	○ウィルシャービレッジ、ゴドレイコート ・社会福祉、社会保障について(高齢者福祉について) オークランド発 ⇒ シドニー着

	シドニー発 ⇒
11/9 (土)	⇒ 羽田空港着

エ 本件ヨーロッパ視察について

(ア) 派遣期間

令和6年11月3日（日）から同月10日（日）まで

(イ) 派遣場所

デンマーク、イギリス

(ウ) 主要調査項目

- a 社会福祉、社会保障（デンマーク、イギリス）
- b ICT施策（デンマーク）
- c 教育施策（デンマーク）
- d 地方自治制度等（イギリス）
- f まちづくり施策（イギリス）

(エ) 派遣議員

10名

(オ) 行程

月日	日程
11/3 (日)	羽田空港発 ⇒ ロンドン着 ロンドン発 ⇒ コペンハーゲン着
11/4 (月)	○北欧研究所 ・社会福祉、社会保障について(社会福祉施策について) ○デジタルハブデンマーク ・ICT施策について(自治体DXについて)
11/5 (火)	コペンハーゲン発 ⇒ ロンドン着 ○ディメンシア UK ・社会福祉、社会保障について(社会福祉施策について) ○クレアロンドン事務所 ・地方自治制度等について(大都市制度について、議会運営について)
11/6 (水)	○ロンドン市役所 ・地方自治制度等について(議会運営について)
11/7 (木)	ロンドン発 ⇒ シェフィールド着 ○シェフィールド市・市議会

	・市長・議長とのワーキングランチ ・シェフィールド担当者による市内中心部案内 ・シェフィールド子ども大学の紹介 ・オールセインツハイスクール訪問 ○シェフィールドヤングケアラーズ ・社会福祉、社会保障について(ヤングケアラー支援について) シェフィールド発 ⇒ ロンドン着
11/8 (金)	○在英国日本国大使館 ○クインティン株式会社 ・まちづくり施策について(球技専用スタジアムを中心としたまちづくりについて)
11/9 (土)	○スピタルフィールズ、ブリックレーン、ショーディッチ ・まちづくり施策について ロンドン発 ⇒
11/10 (日)	⇒ 羽田空港着

(2) 本件各海外視察決定に係る手続について

法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、これを受けて、川崎市議会会議規則(昭和31年川崎市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第132条第1項本文では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」とし、同条第2項では「前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。

また、川崎市議会議員海外視察実施要領(以下「実施要領」という。)5(2)において、視察をしようとする議員により編成された視察団の団長は、視察の実施に先立って、議員海外視察計画申出書(以下「視察計画申出書」という。)を議長に提出しなければならないこととされている。

これを受けて、令和5年7月6日開催の川崎市議会の正副議長及び各会派の代表からなる団長会議(以下「団長会議」という。)において、基本的に令和6年度に海外視察を実施することが決定され、団長会議の諮問機関として設置された「川崎市議会議員海外視察実施検討プロジェクト」において、「視察内容(テーマ)」、「視察時期」、「視察実施地域」及び「その他」について審議が行われた。その報告を受け、令和6年4月18日の団長会議において、視察実施時期を同年10月中旬から11月中旬までの間とすること、班編成を3班とし、視察地域をヨーロッパ、アジア及びオセアニアとすること並びに各班の視察のテーマ、項目並びに視察先が決定された。

さらに、同日付けで各会派団長及び無所属議員に対して海外視察への参加者名簿の提出が依頼され、各会派及び無所属議員からの回答に基づき、海外視察への参加者及び参加する視察団が決定した。その後、各視察団による視察日程、視察内容等の検討が行われ、各視察団の団長は、同年８月３０日に視察計画申出書を川崎市議会議長に提出した。

本件視察計画申出書の提出を受けて、同年９月１２日、川崎市議会議長は、市議会において、派遣の目的等を記載した資料を各議員に配布した上、本件各海外視察を行うか否かについて採決を行い、本件各海外視察を行うことが決定された。

(3) 本件各海外視察に係る議員の費用弁償（旅費）の支出について

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成２０年川崎市条例第３６号）第８条第１項において、議員が職務のために出張したときは、川崎市旅費支給条例（昭和２２年川崎市条例第２１号。以下「旅費支給条例」という。）別表の特等級に相当する旅費を費用弁償として支給することと規定され、同条第２項において、費用弁償の支給方法は、同条例を準用することと規定されている。

また、外国旅行の旅費の額及び支給方法は、旅費支給条例第１６条において、国家公務員の例に準じて市長が定めることとされ、転任のため赴任する場合の旅費及び外国旅行の旅費の支給に関する取扱い要綱（昭和５２年７月２８日付け５２川職給第１５９号）５において、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第２２号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号）第３１条から第４０条まで及び別表第２の規定を準用することとされている。

これらの規定に基づき、本件各海外視察については、費用弁償（旅費）として、以下のとおり本件各議員に概算払いにより支給され、本件各海外視察の終了後に精算が行われた。

ア アジア視察団

- (ア) 支給日 令和６年１０月１８日
- (イ) 支給額 １２，０００，０００円（１０名分）
- (ウ) 精算日 令和６年１１月１日
- (エ) 返納額 ０円

イ オセアニア視察団

- (ア) 支給日 令和６年１０月３１日
- (イ) 支給額 １３，２００，０００円（１１名分）
- (ウ) 精算日 令和７年２月２８日
- (エ) 返納額 ２７，６８３円

ウ ヨーロッパ視察団

- (ア) 支給日 令和６年１０月３１日
- (イ) 支給額 １２，０００，０００円（１０名分）
- (ウ) 精算日 令和６年１１月１４日
- (エ) 返納額 ０円

(4) 本件各海外視察終了後の手続について

実施要領 5（5）では、視察団の団長は、視察終了後 2 か月以内に、議員海外視察報告書を議長に提出しなければならないこととされている。

本件各海外視察については、視察終了後 2 か月以内に「令和 6 年度川崎市議会議員海外視察報告書～アジア視察団～」(以下「本件アジア視察報告書」という。)、
「令和 6 年度川崎市議会議員海外視察報告書～オセアニア視察団～」(以下「本件オセアニア視察報告書」という。)及び「令和 6 年度川崎市議会議員海外視察報告書～ヨーロッパ視察団～」(以下「本件ヨーロッパ視察報告書」という。)が作成され、令和 6 年 2 月 6 日に本件アジア視察報告書、同月 13 日に本件オセアニア視察報告書及び本件ヨーロッパ視察報告書が川崎市ホームページに掲載された。

2 監査委員の判断

(1) 判断基準について

地方公共団体の議会による議員派遣については、前記 1（2）のとおり、法第 100 条第 13 項に定められているところ、判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になる」とされ、「上記裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察の必要性、視察の内容や費用の相当性等の事情を総合的に考慮する必要がある、例えば、視察が議会の権能を適切に果たすために必要のないものである場合や、視察の内容や費用が視察目的に照らして明らかに不相当である場合などは、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣の決定は違法となるものと解される」とされている。(最高裁昭和 58 年（行ツ）第 149 号昭和 63 年 3 月 10 日第一小法廷判決・集民 153 号 491 頁、最高裁平成 5 年（行ツ）第 57 号平成 9 年 9 月 30 日第三小法廷判決・集民 185 号 347 頁、青森地裁平成 28 年（行ウ）第 3 号平成 30 年 10 月 19 日判決参照)

以上の判断基準の下、本件各海外視察の目的に合理性が認められるか、また、当該目的に照らして調査内容や費用が不相当なものであるか、その他、本件各海外視察に係る支出に明らかに不合理な点があるかどうかについて、以下、具体的に検討していく。

(2) 本件各海外視察について

ア 本件各海外視察の目的の合理性

川崎市議会議員による海外視察は、海外における行政事情その他市政に関する必要事項の視察調査を行うことにより、時代に即応した国際的な知識を涵養し、

経験を蓄積することを通して、市政の課題の解決に資するとともに、市民生活及び市政の発展に寄与することを制度目的としているところ（実施要領２）、本件各海外視察においては、主要調査項目として、本件アジア視察では経済産業施策、環境・エネルギー施策及び教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援、本件オセアニア視察では環境・エネルギー施策、多文化交流及び多文化共生社会、経済産業施策、地方自治並びに社会福祉及び社会保障、本件ヨーロッパ視察では社会福祉及び社会保障、ＩＣＴ施策、教育施策、地方自治制度等並びにまちづくり施策を掲げている。

これらの項目はいずれも本市の総合計画に位置付けられており、これらの項目の調査を本件各海外視察の目的とすることは、本市の推進する施策と密接に関連しており、合理性があるものと認められる。

また、視察先の中には、主要調査項目の調査の目的ではなく、本市と特別な関係を有する都市との交流を深めるために訪問を行ったものも含まれるが、海外都市との互惠的交流の促進が川崎市国際施策推進プラン第３期実行プログラムにおける主な取組の一つに位置付けられていること等を踏まえると、特別な関係を有する都市との関係を深化、発展させることは、川崎市議会の機能を適切に果たすために合理性があると認められる。

よって、本件各海外視察の目的は、視察調査を行うための目的として合理性があり、本市の推進している施策と密接に関連しており、いずれも合理性があると認められる。

イ 本件各海外視察の調査内容の相当性

(7) 各調査内容及びその相当性について

請求人が本件各海外視察に係る公金支出の違法又は不当を主張する各調査先における調査内容及びその相当性については、以下のとおりである。

α 本件アジア視察について

(a) リー・クアンユー公共政策大学院及び在シンガポール日本国大使館

リー・クアンユー公共政策大学院では、経済産業施策を調査項目とし、経済産業施策を主なテーマとして、シンガポール政府における官僚の人材育成、デジタル国家戦略の推進、政治家への厳格な規律、将来のリスクを予測し対応策を検討する部署の設置、気候変動による地理的、経済的リスクや大規模火山活動による気候的リスクなどへの対策強化の必要性、大地震による外交的リスク等について説明を受けるとともに、エネルギー政策について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である経済産業施策と関連しており、相当でないとはいえない。

また、在シンガポール日本国大使館の視察では、主要調査項目である経済産業施策及び環境・エネルギー施策を主なテーマとして、公使及び書記官からシンガポールの政治情勢、経済情勢、外交・安全保障、日星関係に

について説明を受けるとともに、日本人の移住の状況や医療系ベンチャー企業の参入、政治体制等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である経済産業施策と関連しており、相当でないとはいえない。

(b) ジュエル・チャンギ国際空港

経済産業施策（空港・港湾施策）を調査項目とし、経済産業施策を主なテーマとして、空港職員及びシンガポール国立大学（NUS）ビジネススクールの特任教員から説明を受けるとともに、質疑応答を行っている。本市においては、スカイブリッジ等に代表される国際空港の隣接地であることを前提とした行政施策を行っていること等からすれば、その内容は主要調査項目である経済産業施策と関連しており、相当であると認められる。

(c) ホーチミン日本商工会議所

教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援（教育とエンタメ普及活動）を調査項目とし、教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援を主なテーマとして、会頭及び事務局長からホーチミン日本商工会議所の活動やベトナムの経済状況等について説明を受けるとともに、貨幣制度や公務員給与、ベトナム人の国民性、女性の社会進出の状況、川崎市のスポーツや企業がベトナムで拡大していくために必要な要素について質疑応答を行っている。本市を代表する企業やスポーツクラブがベトナムに積極的に進出していること等からすると、その内容は主要調査項目である教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援と関連しており、相当であると認められる。

(d) 盒馬鮮生（フォーマーフレッシュ）

経済産業施策（先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策）を調査項目とし、オンラインとオフラインを融合させた生鮮食品スーパーである盒馬鮮生において、経済産業施策を主なテーマとして、副店長から説明を受け、質疑応答を行うとともに、店舗内を視察している。その内容は主要調査項目である経済産業施策と関連しており、相当であると認められる。

(e) BYD（比亞迪汽車株式会社、Build Your Dreams）深圳販売店

環境・エネルギー施策（脱炭素・カーボンニュートラルへの取組）を調査項目とし、環境・エネルギー施策を主なテーマとして、世界最大手の電気自動車メーカーであるBYDの深圳販売店において、担当者から説明を受け、質疑応答を行うとともに、電気自動車の試乗を行っている。その内容は主要調査項目である環境・エネルギー施策と関連しており、相当であると認められる。

(f) 華強北（ファーチャンベイ）

電子産業等の分野の核心を支える街として発展している華強北において、経済産業施策（先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策）を調査項目とし、経済産業施策を主なテーマとして、現地ガイドから

説明を受けながら、現地視察を行っている。その内容は主要調査項目である経済産業施策と関連しており、相当であると認められる。

(g) 百度(バイドゥ)深圳支社

生成AI等の先進技術を活用している百度深圳支社において、経済産業施策（先端技術とイノベーションによる経済産業・DX施策）を調査項目とし、経済産業施策を主なテーマとして、担当者から説明を受けながら視察を行っている。その内容は主要調査項目である経済産業施策と関連しており、相当であると認められる。

b 本件オセアニア視察について

(a) JETROシドニー事務所

オーストラリアは、本市の水素事業推進において主要取引先となることが見込まれている。そこで、環境・エネルギー施策（国家水素戦略）を調査項目とし、環境・エネルギー施策を主なテーマとして、所長からオーストラリアの概況や経済動向、注目分野、日系企業と投資、化石燃料の輸出等について説明を受けるとともに、蓄電池の重要性やエネルギーの輸送方法、二酸化炭素の回収・貯留・有効利用の技術等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である環境・エネルギー施策と関連しており、相当であると認められる。

(b) ウーロンゴン市・市議会

姉妹都市提携を結んでいる都市同士の交流を深める目的で、ウーロンゴン市及び同市議会を訪問して川崎市長より預かった親書を手渡すことや、意見交換、相互交流等を行っている。その内容は、都市交流を深めるという目的と関連しており、相当であると認められる。

(c) ニューサウスウェールズ州多文化省

多文化交流及び多文化共生社会（住民相互の多文化交流を促進する戦略）を調査項目とし、多文化交流及び多文化共生社会を主なテーマとして、州政府職員から同州における多文化共生の具体的な取組を理解する上で重要な要素である人口構成や宗教観の構成についてのほか、多文化省設置の背景や取組、移民・難民の受入等について説明を受けるとともに、多様な宗教・言語を受け入れる体制づくり等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である多文化交流及び多文化共生社会と関連しており、相当であると認められる。

(d) 在ブリスベン日本国総領事館

水素事業推進に向け、主要取引先と目されるオーストラリアを視察するにあたり、在外公館と現地事情等の意見交換をすることも目的のひとつとしており、環境・エネルギー施策を主なテーマとして、総領事及び職員からクイーンズランド州の水素戦略のほか、州の概要、政治体制、経済、日本語教育、日本との交流等について説明を受けるとともに、今後の水素活用、2032年のオリンピック開催、犯罪の発生状況、教育レベル、住宅

問題、選挙等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である環境・エネルギー施策と関連しており、相当でないとはいえない。

(e) 在オークランド日本国総領事館

地方自治制度を調査項目とし、地方自治制度を主なテーマとして、総領事及び首席領事からオークランド市の特徴、教育制度、高齢者施策等について説明を受けるとともに、ニュージーランドとオーストラリアとの違い、公務員の状況、税、地方分権等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である地方自治と関連しており、相当であると認められる。

c 本件ヨーロッパ視察について

(a) 北欧研究所

社会福祉及び社会保障（社会福祉施策）を調査項目とし、社会福祉及び社会保障を主なテーマとして、代表及びコンサルタント会社CEOからデンマークの社会福祉制度とデジタル化の関係と現状、日本とデンマークの比較、介護や医療等について説明を受けるとともに、公共サービスのデジタル化等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である社会福祉及び社会保障と関連しており、相当であると認められる。

(b) デジタルハブデンマーク

ICT施策（自治体DX）を調査項目として、デジタル政府の共同ネットワークの総会におけるデジタルハブデンマークの部門責任者の講演を聴く形で行われ、デンマークにおけるデジタル化の過程やシステムに対する市民の信頼・満足、今後の課題と方向性等について説明を受けている。その内容は主要調査項目であるICT施策と関連しており、相当であると認められる。

(c) クレアロンドン事務所及び在英国日本国大使館

クレアロンドン事務所では、地方自治制度等（大都市制度及び議会運営）を調査項目とし、地方自治制度等を主なテーマとして、主任研究員からイギリスの分権化の取組などについて説明を受けるとともに、自治体の変革に対する市民からの反対・反発の状況や首長の公選に対する考え方、地方自治法のドラスティックな改正が可能な理由等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である地方自治制度等と関連しており、相当であると認められる。

また、在英国日本国大使館を表敬訪問し、特命全権公使とイギリスの物価高騰の影響や日英関係、再生可能エネルギーの推進等について懇談するとともに、税の配分等について質疑応答を行っている。その内容は主要調査項目である地方自治制度等と関連しており、相当でないとはいえない。

(d) シェフィールド市・市議会

友好都市提携を結んでいる都市同士の交流を深める目的で、シェフィールド市長及び議長を表敬訪問し、川崎市長より預かった親書を手渡すとともに、市及び市議会の概要、サッカー、女性の社会進出、地域経済等につ

いて懇談を行うほか、シェフィールド市の担当者の提案を受け、シェフィールド子ども大学及びバーチャルスクールの説明を受け、オールセインツカトリック高校の取組を視察している。その内容は、都市交流を深めるという目的と関連しており、相当であると認められる。

(e) スピタルフィールズ、ブリックレーン及びショーディッチ

まちづくり施策を調査項目とし、まちづくり施策を主なテーマとして、関係者に説明を聞きながら現地視察を行っている。これらの視察先は、本市が若者文化に基づいたまちづくりを行うためのコンセプト、アイデアの参考としていること等からすると、その内容は主要調査項目であるまちづくり施策と関連しており、相当であると認められる。

(イ) その他

請求人は、前記（ア）記載の視察先について、報告書には外形的抽象的情報が記載されているに過ぎず、調査先を訪問するまでもなく、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない、一部の視察先については日本国内で調査可能な情報であるなどと主張する。

確かに請求人が主張するように国内で調査可能な情報が含まれている可能性は否定できない。しかしながら、本件各海外視察は、主要調査項目として掲げる事項について視察調査を行うことにより、市政の課題の解決に資するとともに、市民生活及び市政の発展に寄与することを目的としており、本件各議員は実際に現地施設を訪問し、最新の情報と専門的な知見を有する責任者等から実情等を聞き、直接質疑ないし意見交換を行っていることが認められるところ、これらの現地での関係者との質疑ないし意見交換等により得られる情報には、インターネットや国内で入手可能なパンフレット等の資料では得られないものがあり、本市が推進する各種施策に関する有益な知見を得られることは十分考えられるものである。

加えて、上記１（４）のとおり議員海外視察報告書を視察終了後２か月以内に議長に提出しなければならないこととされていることからすれば、視察の結果が直ちに報告書に反映されなければ視察の必要性がないということもできない。

その他、市政に何ら関係のない不必要な調査等が行われているといった特段の事情も見受けられない。

(ウ) 小括

以上のことから、本件各海外視察の実施が社会通念上相当性を欠き、議会の裁量の範囲を逸脱しているとまでいうことはできない。

ウ 本件各海外視察に係る費用の相当性

本件各海外視察については、上記１（３）のとおり条例の規定に基づいて、費用弁償（旅費）として、本件各議員に概算払いにより支給され、本件各海外視察の終了後に精算が行われている。本件各議員に支給された費用についても実施要領６

に定める一人120万円を限度としており、相当性がないものとはいえない。

エ 派遣決定に係る市議会での審議

上記1(2)のとおり、本件各海外視察は会議規則第132条の規定に基づき、令和6年9月12日の本会議で、派遣の目的、場所、期間及び派遣議員を明示の上、議決されており、定められた手続を踏まえて派遣決定がされたものであり、違法性は認められない。

オ 小括

以上のとおり、本件各海外視察の目的には合理性が認められること、また、調査内容や支出された費用についても相当性がないとはいえないこと、さらに、議会の手続においても特段の違法性は見当たらないことからすると、法第100条第13項の規定による本件各海外視察に係る決定において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったものとは認められない。

よって、本件支出について違法又は不当な点はない。

(3) 結論

以上のとおり、本件支出について違法又は不当と認めることはできず、本件支出が違法又は不当であるとの請求人の主張は理由がないから、本件措置請求については、これを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

議員の海外視察は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときに行うことができるものであり、実施に当たっては、視察が議会の権能を適切に果たすために必要であること、視察の内容が視察目的と照らして相当であること等が求められている。

今回の監査において、関係書類を確認したところ、視察の結果に問題は認められないものの、視察先の検討にあたり視察の目的となる主要調査項目を選定した理由が明らかとされていないほか、主要調査項目として掲げられていない表敬訪問を目的とした視察先が行程に組み込まれている事例が確認された。

海外視察等の議員の派遣については、議会の裁量に委ねられているものの、議会として説明責任を十分に果たせるよう、視察先の選定について一層充実した審理を行うとともに、主要調査項目の選定理由をより明確にされるよう望むものである。

川崎市職員措置請求書

2025年8月19日

川崎市監査委員 殿

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所内

電 話 044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 渡辺 登代美

同 星野 文紀

第1 請求の趣旨

別紙の2024年度海外視察に係る違法、不当な公金支出について、同視察に参加した各川崎市議会議員に対して、3720万円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

(1) 別紙記載の各議員（以下「派遣議員ら」という。）は、海外視察を行うことを企画し、2024年9月12日、川崎市議会において地方自治法第100条第13項に基づき海外視察の実施の議決がなされた（資料1、以下「本件海外視察」という。）。

具体的な訪問先については、行程表及び令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書のとおりである（資料2ないし資料4）。

(2) 本件海外視察に関して、川崎市は、アジア視察団の10名の議員、オセアニア視察団の11名の議員、ヨーロッパ視察団の10名の議員、合計31名の議員に対し、一人あたり120万円、合計3720万円を支出した（以下「本件公金支出」という。資料1）。

なお、オセアニア視察団は、当初13名の議員が視察する予定であったが、2名の議員がキャンセルしたことから、11名となり（資料5）、アジア視察団は嶋崎嘉夫議員がキャンセルしたためと考えられるが、10名となった（資料2）。

(3) 2024年10月20日から同月28日にかけてアジア視察団による海外視察、同年11月2日から同月9日にかけてオセアニア視察団による海外視察、同年11月3日から同月10日にかけてヨーロッパ視察団により海外視察がそれぞれ実施された（資料2ないし資料4）。

(4) 2025年2月13日、派遣議員らによる海外視察報告書が川崎市ホームページにおいて公開された（資料2ないし資料4）。

(5) 現在に至るまで、川崎市から、派遣議員らに対し、本件公金支出の返還を求める等の措置は執られておらず、また、派遣議員らからは、本件公金支出相当額の返還等はなされていない。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

地方自治法第100条第13項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。

これを受け、川崎市議会会議規則第132条は、「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定している。

また、川崎市議会議員海外視察実施要領（資料6）の「6」では、「視察の旅費は、川崎市旅費支給条例に基づき支給するものとし、1人120万円を限度とする。ただし、当初予算の範囲を超えることはできない。」とされ、また、「5」「(5)」では、「視察団の団長は、視察終了後2箇月以内に、議員海外視察報告書（様式2。以下「報告書」という。）を議長に提出しなければならない。」とされ、視察報告が義務付けられている。

(2) 海外視察における違法性の判断枠組み

ア 上記「第2」「2」「(1)」のとおり、川崎市議会議員の海外視察は、通常は市議会の議決により、緊急を要する場合は議長において、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにして、議員海外視察計画申出書の内容の妥当性について団長会議において協議し、承認を得た上で、地方自治法第100条第13項に基づき議決を得なければならない（資料6・「5」「(1)」ないし「(3)」）。

イ しかし、上記承認、議決は全く自由に恣意的にすることができるものではなく、その裁量には制限がある。そして、議員海外視察における違法性の判断枠組みについては、東京高等裁判所平成25年9月19日判決（資料7）が以下のとおり判示しており、本件でも参照されるべきである。

「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」と解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される（最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁）。」

東京高等裁判所平成25年9月19日判決（資料7）は、上記判断枠組みを前提として、具体的な判断に際しては、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪問する

までもなく日本で容易に入手できるか否か等)、⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか(一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等)等を個別具体的に、個別の調査目的、調査内容等に照らして判断している。

(3) 本件海外視察に係る公金支出の違法、不当性

ア アジア海外視察

(ア) まず、本件海外視察の派遣目的は、「海外における行政事情その他市政に関する必要事項の視察調査を行うことにより、時代に即応した国際的な知識を涵養し、経験を蓄積することを通して、市政の課題の解決に資するとともに、市民生活及び市政の発展に寄与すること」とされている(資料1)。

また、主要調査項目は、経済産業施策(シンガポール)、環境・エネルギー施策(シンガポール)、教育・医療・スポーツの充実を通じた経済産業支援(ベトナム)、経済産業施策(ベトナム)、経済産業施策(中国)、環境・エネルギー施策(中国)とされている(資料1)。

(イ) しかし、シンガポールの視察に関して、令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～アジア視察団～(資料2)において、リー・クアンユー公共政策大学院での日本人向けエグゼクティブプログラム講演及び在シンガポール日本国大使館訪問は、シンガポール国内の外形的抽象的な政治情勢、経済情勢、外交・安全保障、日本及びシンガポールの関係等の情報が記載されているにすぎず、シンガポールを訪問するまでもなく、日本国内で調査可能な情報である。

また、リー・クアンユー公共政策大学院での日本人向けエグゼクティブプログラム講演の報告において災害や危機等のリスクに関する言及があるが、もともとシンガポールの視察の主要調査項目は経済産業施策、環境・エネルギー施策であり(資料1)、災害や危機等のリスクは主要調査項目には挙げられていなかった。

そして、災害や危機等のリスクに関して、シンガポールから具体的にどのようなことを学び、川崎市において具体的にどのような備えをするのか等については一切記載されておらず、何らかの具体的な情報をもたしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

さらに、ジュエル・チャンギ国際空港の視察については、そもそも川崎市内に空港は存在せず、経済産業施策としての空港施策の目的が不明確であり、合理的とはいえない。また、視察内容も同国際空港の施設、設備に関するものであり、川崎市における経済産業施策と関連しておらず、視察場所の選定も不適切である。

(ウ) 次に、ベトナムの視察に関して、ホーチミン日本商工会議所(J C C H)の視察については、令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～アジア視察団～(資料2)において、ホーチミン日本商工会議所(J C C H)の概要、ベトナムの国内情勢、経済情勢等の外形的抽象的な情報が記載されているに過ぎず、ベトナムを訪問するまでもなく、日本国内で調査可能な情報であり、何らかの具体的な情報をもたしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情

報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

- (エ) また、中華人民共和国の視察に関して、フーマーフレッシュ、B Y D 深圳販売店、華強北、百度深圳支社の視察については、視察したスーパーマーケット並びに企業及び店舗並びに商業地区の情報等が記載されているに過ぎず、川崎市における市政の課題と関連した記載は一切ない。そのため、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

イ オセアニア海外視察

- (ア) 本件海外視察の派遣目的は、上記「第2」「2」「(3)」「ア」「(ア)」のとおりであり（資料1）、主要調査項目は、環境・エネルギー（オーストラリア）、多文化交流、多文化共生社会（オーストラリア）、経済産業施策（オーストラリア）、地方自治（ニュージーランド）、社会福祉、社会保障（ニュージーランド）とされている（資料1）。

- (イ) しかし、オーストラリアの視察に関して、令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～オセアニア視察団～（資料3）において、日本貿易振興機構（JETRO）シドニー事務所の視察、ウーロンゴン市役所の視察、ニューサウスウェールズ州多文化省の視察及び在ブリスベン日本国総領事館の視察については、JETRO、オーストラリア、ウーロンゴン市及びオーストラリアにおける多文化共生の概要、オーストラリアの経済情勢、エネルギー情勢、ウーロンゴン市と川崎市の関係、クイーンズランド州の政治情勢、経済情勢、日本とオーストラリアとの交流等の外形的抽象的情報が記載されているに過ぎず、オーストラリアを訪問するまでもなく、日本国内で調査可能な情報であり、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

また、令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～オセアニア視察団～（資料3）において、ニューサウスウェールズ州多文化省の視察により得られた知見が川崎市における外国人市民施策にどのように生かされるか等については一切記載がなく、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、ニューサウスウェールズ州多文化省の視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

- (ロ) 次に、ニュージーランドの視察に関して、令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～オセアニア視察団～（資料3）において、在オークランド日本国総領事館の視察については、オークランド市の概要、教育制度、高齢者施策等の外形的抽象的情報が記載されているに過ぎず、ニュージーランドを訪問するまでもなく、日本国内で調査可能な情報であり、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野につ

いての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

ウ ヨーロッパ海外視察

(ア) 本件海外視察の派遣目的は、上記「第2」「2」「(3)」「ア」「(ア)」のとおりであり（資料1）、主要調査項目は、社会福祉、社会保障（デンマーク）、ICT施策（デンマーク）、教育施策（デンマーク）、社会福祉、社会保障（イギリス）、地方自治制度等（イギリス）、まちづくり施策（イギリス）とされている（資料1）。

(イ) しかし、デンマークの視察に関して、令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～ヨーロッパ視察団～（資料4）において、北欧研究所の視察については、デンマークの社会福祉制度、デジタル化、高齢者介護等の外形的抽象的情報が記載されているに過ぎず、デンマークを訪問するまでもなく、日本国内で調査可能な情報であり、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、北欧研究所の視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

また、デジタルハブデンマークの視察についても、デンマークにおけるICT施策の変遷、デジタルハブデンマークの概要等の講演により得られた知見が川崎市における市政、施策にどのように生かされるか等については一切記載がなく、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、デジタルハブデンマークの視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

(ウ) イギリスの視察に関して、令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～ヨーロッパ視察団～（資料4）において、クレア ロンドン事務所の視察及び在英国日本国大使館の視察については、イギリスにおける地方自治体の種別構成と機能、イギリスの地方自治制度の歴史的経過、イギリスにおける議会と執行機関との関係、在英国日本国大使館の概要及び日本とイギリスとの関わり等の外形的抽象的情報が記載されているに過ぎず、イギリスを訪問するまでもなく、日本国内で調査可能な情報であり、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

また、シェフィールド市役所、シェフィールド市議会、シェフィールド子ども大学、バーチャルスクール及びオールセインツカトリック高校の音楽の取り組みの視察については、そもそも、地方自治制度の調査として位置づけられているのか、まちづくり施策の調査として位置づけられているのか不明であり、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえない。また、視察目的との関係において適切な視察先が選定されているとはいえない。

そして、シェフィールド市及び同市議会の説明、市議会議場見学、シェフィールド市の街

づくり、シェフィールド子ども大学、バーチャルスクール等の外形的抽象的情報が記載されているに過ぎず、イギリスを訪問するまでもなく、日本国内で調査可能な情報であり、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえず、視察目的と視察先との関連性も不十分である。

さらに、シェフィールド子ども大学については説明を受けたのみであり現地視察を行っていない。オールセインツカトリック高校の視察に至っては、学校教育そのものではない放課後の音楽活動を視察したに過ぎず、視察目的との関係において適切な視察先といえないだけでなく、同視察により得られた知見が川崎市における市政、施策にどのように生かされるか等については一切記載がなく、何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政・市政等にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたとはいえない。

そのため、視察の目的が不明確であり、視察の必要性があるとはいえない。

加えて、スピタルフィールズ、ブリックレーン、ショーディッチの視察については、川崎市が若者文化に基づいたまちづくりを行うためのコンセプト、アイデアの参考とすることを目的としていると考えられる（資料４・９７頁）。しかし、スピタルフィールズ、ブリックレーン、ショーディッチの地区が、ブレイクダンス、MC（ラップ）、DJ、グラフィティ、スケートボード、BMXフリースタイル等の若者文化が盛んな地区であるのか、それら若者文化が盛んになるようなまちづくりをしているのか等については、令和６年度川崎市議会議員海外視察報告書～ヨーロッパ視察団～（資料４）に一切記載されていないだけでなく、多様性、多文化共生の観点からの総括がなされている。そのため、明らかに視察目的との関係において適切な視察先が選定されておらず、具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連していない。

エ 小括

したがって、本件海外視察についての議員派遣は、アジア、オセアニア、ヨーロッパいずれについても、川崎市議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるから、違法である。

３ 川崎市長に対して不当利得返還請求をさせる等の必要な措置について

以上からすれば、本件海外視察については、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に該当するものであったというべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件海外視察に係る公金支出は違法、不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、川崎市に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う（最高裁判所平成１５年１月１７日民集５７巻１号１頁等）。

そして、川崎市長は地方自治法第１４８条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第１４９条５号では会計を監督し、同６号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

よって、川崎市長に対し、派遣議員らに対して不当利得返還請求をさせる等、必要な措置を講じ

るよう勧告することを求める。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以 上

添 付 資 料

別紙証拠説明書のとおり

別紙

名称 令和6年度川崎市議会議員海外視察

期間 アジア視察団

2024年10月20日から同月28日

オセアニア視察団

2024年11月2日から同月9日

ヨーロッパ視察団

2024年11月3日から同月10日

場所 アジア視察団

シンガポール、ベトナム、中華人民共和国

オセアニア視察団

オーストラリア、ニュージーランド

ヨーロッパ視察団

デンマーク、イギリス

議員 アジア視察団

雨笠裕治、青木功雄、野田雅之、末永直、矢沢孝雄、山田瑛理、嶋田和明、高橋美里、田倉俊輔、高戸友子

オセアニア視察団

浅野文直、堀添健、橋本勝、原典之、上原正裕、木庭理香子、林敏夫、井土清貴、岩田英高、仁平克枝、飯田満

ヨーロッパ視察団

松原成文、織田勝久、石田康博、山崎直史、加藤孝明、岩隈千尋、鈴木朋子、長谷川智一、嶋凌汰、那須野純花

費用 3720万円（一人あたり120万円、派遣議員31名）

請求人の陳述（要旨）

川崎市職員措置請求書に加えて、請求の趣旨の、違法性、合理性がない、不当な公金支出であるということを補足するために陳述する。

本件の海外視察については、令和6年9月12日に川崎市議会において、地方自治法第100条第13項に基づき、海外視察の実施が議決されている。議決のときの議論状況については、資料8として提出した令和6年第3回定例会というものの会議録に記載されているが、議長である青木功雄議員が「お諮りいたします。お手元の議員派遣一覧表のとおり、議員派遣を決定することに御異議ありませんか」と尋ね、「異議なし」と呼ぶ者があって、それでまた青木功雄議員が「御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました」となっているのみであって、視察の目的の合理性であるとか視察先選定の適切性、視察内容と視察目的の合理的関連性等は何ら議論、審議がされていない。

今回の海外視察については、旅行会社に企画作成させているという点がある。我々が情報公開請求により入手した本件海外視察に関する文書、記録を検討すると、次に述べるようなことが明らかになっている。アジア視察団については、令和6年5月30日の令和6年度第2回川崎市議会議員海外視察アジア視察団の打合せ結果概要というペーパーがあるが、その中で、5月末頃を目途に旅行会社に企画作成依頼し、6月25日頃を提出期限、6月28日に第3回打合せを行って、採用する企画旅行会社を決定することにした。同年6月28日の同じく第3回川崎市議会議員海外視察アジア視察団打合せ結果概要というペーパーもあるが、そこには視察日程について、8日間及び9日間の日程で旅行会社に企画案を提出してもらうことで決定と記載され、川崎市議会局総務部庶務課と株式会社日本旅行神奈川法人営業部兼京浜法人営業部との間で、同社の案を採用したとの内容のメールのやり取りも開示されている。

オセアニア視察団についても、令和6年5月30日の令和6年度第2回川崎市議会議員海外視察オセアニア視察団の打合せ結果概要には、5月末頃を目途に旅行会社に企画作成依頼し、6月25日頃を提出期限、6月27日又は6月28日に第3回打合せを行って、採用する企画旅行会社を決定することとした。同年7月25日の令和6年度第4回川崎市議会議員海外視察オセアニア視察団の打合せ結果概要というペーパーにも、企画案をB案、これは近畿日本ツーリストが提案した案になるが、それとすることを決定という記載がある。

ヨーロッパ視察団についても、令和6年5月29日の令和6年度第2回川崎市議会議員海外視察ヨーロッパ視察団の打合せ結果概要という資料が開示されているが、その中にも、5月末頃を目途に旅行会社に企画作成依頼し、6月25日頃を提出期限、6月28日に第3回打合せを行って、採用する企画旅行会社を決定することとした。同年7月23日の令和6年度第4回川崎市議会議員海外視察ヨーロッパ視察団の打合せ結果概要には、企画案をA案、これも近畿日本ツーリストが提案した案だが、それとすることを決定という記載がある。

本来的には、海外視察の目的があって、その目的との関係で適切な視察先を選定するということになるはずであるが、今回の海外視察については、視察先の選定も含む企画案の作成を旅行業者任せにしており、適切とはいえない視察先も選定されている。例えばアジア視察団につ

いていえば、川崎市内に空港というものは存在していないが、シンガポールのジュエル・チャンギ空港が視察先となっており、しかも、令和6年7月31日の令和6年度第4回川崎市議会議員海外視察、これはアジア視察団の打合せ結果概要だが、その資料が開示されていて、その中には自民党の議員と考えられる者からの発言として、ジュエル・チャンギ・エアポートの視察はただの観光にならないか、説明者はつくのかという質問があり、それに対して団長から、観光にならないように旅行会社に伝えてほしいというやり取りがされている記載がある。このような記載があるということからすれば、旅行会社の企画による視察内容が、あたかも観光ではないかのように糊塗しようとしているということは明らかというべきである。

令和6年8月29日の令和6年度第5回川崎市議会議員海外視察、これはオセアニア視察団の打合せ資料だが、その打合せ資料の5-1というものも開示されており、その中には「旅行会社からの連絡事項について」という文書が含まれていて、その中で、旅行目的は観光に丸してくださいと書かれているものがある。このようなことからすれば、本件海外視察が観光旅行というものであることは明らかであり、本件海外視察は実質的には観光旅行といわざるを得ない。

ヨーロッパ視察のうち、スピタルフィールズやブリックレーン、ショーディッチの視察については、川崎市の若者文化に基づいたまちづくりを行うためのコンセプトやアイデアの参考とすることを目的としていると考えられる。これは資料4の報告書の97ページから、そのように読み取れるものである。

しかし、「令和6年度川崎市議会議員海外視察報告書～ヨーロッパ視察団～」を見ても、今回のスピタルフィールズやブリックレーン、ショーディッチの視察において、ブレイクダンスやMC（ラップ）、DJ、スケートボード、BMXフリースタイルなどの若者文化については一切視察をしていない。この視察が若者文化に基づくまちづくりについて、施策の検討などにつながるような有益な情報をもたらしたということはありません。

例えばブレイクダンスについていえば、日本国内にはDリーグというプロダンスリーグがある。Dリーグは、令和6年のパリオリンピックでブレイクダンスが採択されて、ダンス業界の活況が予想される中で、日本のストリートダンスの発展や普及を図るとともに、ストリートダンスのプロフェッショナルを生み出し、アート・スポーツ・ビジネス面での新たな価値を創造し、ダンサーが中心となる新しい世界をつくり上げることを目的として、令和2年8月に発足したものである。サッカーでいえばJリーグ、バスケットボールでいえばBリーグがあるが、日本の国内のプロダンスリーグとしてDリーグがあるのだから、そのDリーグに所属するDリーガーと呼ばれるプロのダンサーたちからブレイクダンスなどの若者文化に基づくまちづくりについて情報を得るとか、意見交換をするなどの方法も十分考えられるわけだが、そのような方法を講じようとした形跡は一切見ることができない。

以上から、監査請求書における主張と意見陳述で述べた内容からすれば、本件海外視察について、議員派遣はオセアニア、アジア、ヨーロッパ、いずれについても川崎市議会の裁量権の行使の逸脱又は濫用があるものであり、違法である。

法律家の団体で海外等の視察を企画したことはあるが、その場合、まず実施したいこと、こ

れがある。本市の場合でいえば、実現したい政策等があってしかるべきで、それについて国内でできる調査をできるだけことはやる。今であればインターネットでかなりのことは調べられるし、国内にいる関係者から聞き取りをしたり、関係のある場所に出かけていったり、そういうことをして、その上で、どうしても海外の現地に行かなければ得られない情報がある。現場に行って、その関係者から話を聞かなければ、日本にいたのではどうしても分からないことがある。そういうことがあった場合に、これは現地に行ってみ聞きをするしかないなということで海外の視察というのは計画している。だから、まず目的があって、それに沿った行き先、そして何を見るか、誰に会うか、何を聞くかというふうに順番に計画していくのが視察のあり方である。

今回の視察の場合はそういう順番ではなく、まるで企画方法が逆である。まず視察ありきである。最初に班編成を3班にすること、それから視察期間を10月中旬から11月中旬にすること、行き先、欧州、アジア、オセアニアとすること、しかも、そのときに3班共通の視察テーマは設定しないことが決定されている。ということは、この視察を決定した段階で、視察のテーマが決まっていなかったということである。テーマもなく、視察先、期間だけを決めて、そして視察を実施するということは、まず視察ありきと言われても仕方がない。

実際に行われた視察を見ても、費用の上限は物価の上昇等で120万円に上げた。これについて特に文句は言わないが、多いとは思いますが、ただ、目的があって、どこに行く、何をするという順番で視察を計画した場合、アジア、オセアニア、ヨーロッパが日にちもほとんど同じ、そして費用も上限ぴったり120万円、これはあり得ない話である。3か所とも航空運賃も物価も全然違うのだから、行きたいところがあって、何をするとした場合に、期間が変わったり、費用が変わったりしてこそ当たり前であって、全部が一定になるということは、まず視察ありき、そして旅程があって、そこに訪問先を後から組み込んでいるにすぎない。事前に勉強会をしているが、その勉強会も視察の日程が決まった後である。どこへ行くか決めてから、では、そこへ行くなら何を勉強しよう、そういうようなやり方というのは、本当に企画としてはまるっきり逆の決め方である。

確かに普通の海外旅行であっても、知らないところに行って、知らない文化を知って、人との交流を持つということは、個人の資質なり教養なりを高めるし、議員としてもそういうことをするのは役に立つことだろう。だが、それは社会見学であって、公費を使って行くものではなく、自費で行けばよいことである。本件の監査に当たっても、議員としての資質を高めたとか、見聞を広めるのに役立ったとか、有益な知見を得たというような一般的・抽象的な理由で支出を正当と認めることはなく、昼にビールを飲まなければ観光目的ではないなどという、そんな単純な問題ではなくて、個々の視察先について、何を目的として決めたのか、その目的との関連性、それから必要性、国内では情報がないので、そこに行かなければいけなかったというような必要性和、これを吟味してしっかり監査してもらいたい。そうしないと、どこへ行っても、何をしても、結局は有益な知見を得たということで全部オーケーになってしまう。これでは市民として許し難いことである。

120万円というのは概算金ということで書いてあったが、会社でも概算金をもらって出張す

るということはよくあるのだが、その後、精算のときに不足したらもらうし、余ったら返すというのは当たり前のことであるのに、今回、1か所だけ2万7,000円、微々たる金額だけ返して、ほかはぴったりというのがどういうことなのか、ちょっと理解し難い。この金額の計算がどうなっているのかが全く分からない。

120万円に上げた。それでもヨーロッパにしても高いが、アジアとかオセアニアで120万円をどうやって使ったのだろうと不思議にしか思えなくて、そこがすごい疑問である。

例えばホテル代だが、民間の平均は1万5,000円だそうだ。これは部長でも1万5,000円ぐらいなので、例えば2万円を超えるような部屋に泊まった場合は、どうしてもその金額のホテルに泊まらなくてははいけなかったという理由書みたいなのを付けないと、お金は下りないレベルである。だから、3万円や4万円のホテルというのは社長クラスが泊まるホテルなので、それを税金から視察旅行で支出するというのは民間の感覚からするとちょっと分からない、説明してもらいたい。

全国オンブズマンが調査したことがあるのだが、海外視察でいろいろな自治体から同じ場所に視察に行っているというケースがあって、向こうの方に聞いたら、入れ替わり立ち替わり日本の自治体から来るので、ちょっと迷惑なので、前にどこに話したので、そこから聞いてくれというような声が出ているという話である。今回の視察で、どれがそれに当たるかということを変えてはいいが、ロンドン市とか、いかにもそういうケースがありそうな場所にも行っているということがある。それは旅行社が企画するので、同じ場所ばかり提案するということからそういうことになって、向こうに迷惑をかけているようなことがあるようだ。

成果が市民から見えない。一応報告書は上がっているが、それは寄せ書きみたいな報告書で、人によってはA4、1枚書けば、レポート用紙1枚書けばいいぐらいの量である。120万円使って、それだけでいいのかというのは疑問である。一人一人がきちんと報告を出して、どういう成果があったのか知らせてもらいたい。

海外視察の調査目的がどうだったのかというのが本当に大事である。それに照らしてどうだったのかということと、そんなに大がかりで1人120万円も使うような、一見観光旅行と思われるような、そういう視察を、監査委員は、市議会の言い分だけではなくて、市民目線で考えて警鐘を鳴らすべきである。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめたもの

関係職員の陳述（要旨）

川崎市職員措置請求書の請求の原因に記載された事項について、本市として認めるか否定するか説明し、その上で、否定する事項について本市の考え方を説明する。

「住民監査請求書記載事項に対する市の認識について」の「1「1 対象となる財務会計行為」の記載事項について」、(1)、(3)及び(5)については認める。(2)については、第1段落の合計金額の「3,720万円」を最終的に要した経費である「3,717万2,317円」と言い換えた上で認める。

(4)については、文頭に「アジア視察団については令和7年2月6日、オセアニア視察団及びヨーロッパ視察団については、」を加えた上で認める。

「2「2 財務会計行為の違法性」の記載事項について」、(1)及び(2)アからイの第2段落までについては認めるが、第3段落については、請求人の考え方を述べている部分であり、本市の認否の対象ではない。

(3)について、アの(ア)、イの(ア)、ウの(ア)については認めるが、アの(イ)から(エ)、イの(イ)及び(ウ)、ウの(イ)及び(ウ)並びにエについては否定する。この点については、後述する「第2章 2 視察の合理性について」で説明する。

「3「3 川崎市長に対して不当利得返還請求をさせる等の必要な措置について」の記載事項について」、全体について否定する。本市としての結論は、最後に説明する。

「住民監査請求書記載事項に対する市の考え方について」「1 川崎市議会議員海外視察」「(1)根拠規定について」、書面に記載のとおり、地方自治法第100条第13項及び川崎市議会会議規則第132条第1項の規定に基づき実施しているもので、その実施に必要な事項は、川崎市議会議員海外視察実施要領に定めている。

「(2)手続について」、これも書面に記載のとおり、会議規則第132条第2項、実施要領の「5 申出、報告等」の規定に則り手続が行われている。

「(3)実施までの経過について」「ア 海外視察の実施の決定」、海外視察を実施するかどうかについては、川崎市議会の正副議長及び各会派の代表から成る団長会議で協議が行われ、令和5年7月6日の第2回団長会議において、「海外視察を今期実施すること」、「時期については、基本的には令和6年度に実施すること」、「検討プロジェクトを設置して、具体的な時期や視察地域、視察内容・テーマ等を検討していくこと」が決定された。この点については、資料1で示している。

また、同年7月27日の第3回団長会議において、「(仮称)川崎市議会議員海外視察のあり方検討プロジェクトの設置について」が協議され、海外視察のあり方の検討、これは実施要領の見直し等の検討であるが、これら及び議会としての海外視察の検討、こちらは時期、班編成、視察内容、視察地域等の検討であるが、これらの体制が決定された。この点については、資料2で示している。

「イ 海外視察のあり方の検討」、団長会議の決定により設置された川崎市議会議員海外視察のあり方検討プロジェクトが10月13日から11月16日までの間に3回開催され、実施要領の「6 旅費」について、旅費を80万円とした平成12年度当時と比べ為替レートが1.5倍となっていること等から一人当たりの上限額を120万円とすること及び飛行機の利用クラス的前提はエコノミークラスとすることが決定され、その報告を受け、11月24日開催の第8回団長会議で、実施要領の「6 旅費」の規定について、「1人120万円を限度とする」に改正することが決定された。この点については、資料3で示している。

令和6年2月8日の第4回プロジェクト会議において、実施要領の「4(1)」について、やむを得ない事由が生じた場合は、2つ又は3つの班に分けて視察団を編成することができること、また、視察をしようとする議員が1会派のみの場合においては、その議員で視察団を編成できるものとする事が決定され、その報告を受け、同年2月19日の第11回団長会議であり方検討プロジェクトの決定のとおり実施要領を改正することが決定された。この点については、資料4で示している。

「ウ 海外視察の実施の検討」、団長会議の決定により設置された川崎市議会議員海外視察実施検討プロジェクトが3月4日から4月10日までの間に4回開催され、第1回で、班編成を3班体制とすること、第2回で、視察時期を10月中旬から11月中旬とすること、視察地域を欧州、アジア、オセアニアとすること及び3班共通の視察テーマは設定しないこと、第3回で、視察先(国)の候補として、欧州はデンマーク及びイギリス、アジアはベトナム、中国及びシンガポール、オセアニアはオーストラリア及びニュージーランドとすること、第4回で、視察内容(テーマ・項目)及び視察先が決定され、その報告を受け、4月18日の第1回団長会議で実施検討プロジェクトの決定のとおりとすることが決定された。この点については、資料5で示している。

「エ 視察団による打合せ・勉強会の実施」、4月18日付けで議会局長名による「令和6年度川崎市議会議員海外視察の視察団員の選出について」が各会派団長及び無所属議員に発出され、参加者名簿の提出が依頼された。各会派及び無所属議員からの回答に基づき、本件海外視察への参加者及び参加する視察団が決定し、視察団ごとの打合せが順次開催された。この点については、資料6で示している。

「(ア)アジア視察団」「a 打合せ」、5月13日から10月17日にかけて7回の打合せが開催され、視察日程や視察内容等の詳細な検討が行われた。この点については、資料7で示している。

各回の内容は書面に記載のとおりであるが、第2回打合せにおいて、飛行機の座席クラスはエコノミークラスとするが、プレミアムエコノミーの設定しかない等の特殊な場合のみプレミアムエコノミーの利用を可としており、この点に関しては、他のオセアニア視察団及びヨーロッパ視察団の打合せでも同様の確認がされている。

「b 勉強会」、9月19日及び10月10日に勉強会が開催された。この点については、資

料8で示している。

第1回勉強会においては、アジア・ゼロエミッション共同体担当大使の山田滝雄氏を講師に迎え、「ベトナムの国情や近年の日本との関係性」をテーマに講演いただくとともに、質疑応答が行われた。

第2回勉強会においては、一般社団法人アクション5代表理事の福田高幹氏を講師に迎え、「いま、中国をどう見るべきなのか」をテーマに講演いただくとともに、質疑応答が行われた。

「(イ)オセアニア視察団」「a 打合せ」、5月13日から10月31日にかけて7回の打合せが開催され、視察日程や視察内容等の詳細な検討が行われた。この点については、資料9で示している。

各回の内容は書面に記載のとおりである。

「b 勉強会」、10月1日及び10月9日に勉強会が開催された。この点については、資料10で示している。

第1回勉強会においては、本市の臨海部国際戦略本部成長戦略推進部カーボンニュートラル推進担当の江崎課長を講師に迎え、「川崎水素戦略と川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」をテーマに講演いただくとともに、質疑応答が行われた。

第2回勉強会は、駐日ニュージーランド大使館において開催され、駐日ニュージーランド大使及び大使館職員からニュージーランドの概要を聴取するとともに、質疑応答を行った。

「(ウ)ヨーロッパ視察団」「a 打合せ」、5月13日から10月31日にかけて7回の打合せが開催され、視察日程や視察内容等の詳細な検討が行われた。この点については、資料11で示している。

各回の内容は書面に記載のとおりである。

「b 勉強会」だが、10月17日及び10月21日に勉強会が開催された。

第1回勉強会は、外務省において開催され、外務省欧州局西欧課の職員からデンマークの国情を聴取するとともに、質疑応答を行った。

第2回勉強会においては、帝京大学地域経済学科の内貴滋教授を講師に迎え、「イギリスの大都市制度」をテーマに講演いただくとともに、質疑応答が行われた。この点については、資料12で示している。

「オ 海外視察計画申出書の承認」、8月30日付けで、アジア視察団、オセアニア視察団及びヨーロッパ視察団の各団長から議長宛てに議員海外視察計画申出書が提出され、9月2日に開催された第4回団長会議で申出書の内容が協議され、承認された。この点については、資料13で示している。

「カ 海外視察実施の議決」、団長会議で承認された申出書の内容に基づき、9月12日の令和6年第3回川崎市議会定例会の本会議で議決され、本件海外視察に議員を派遣する

ことが決定された。

「キ 海外視察の実施」、海外視察の実施に必要な諸手続を経て、書面に記載のとおり、昨年10月から11月にかけて、3つの視察団により本件海外視察が実施された。

「(4)財務会計行為」、本件海外視察に要した経費については、「川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例」、「川崎市旅費支給条例」及び「地方自治法施行令」に基づき、費用弁償（旅費）として、各議員に概算払いにより支給され、本件海外視察終了後、精算が行われた。

旅行会社への支払いについては、各議員からの委任状に基づき、議会局総務部庶務課長が代理人として行った。

「ア アジア視察団」、10月18日に10人分の1,200万円が概算払いにより支出され、11月1日に精算が行われ、追給又は返納はなかった。

なお、議員に支給された旅費は全額、株式会社日本旅行神奈川法人営業部への支払いに充てられた。

「イ オセアニア視察団」、10月31日に11人分の1,320万円が概算払いにより支出され、令和7年2月28日に精算が行われ、確定額が1,317万2,317円となり、2万7,683円の返納があった。

なお、議員に支給された旅費のうち、1,278万8,710円が近畿日本ツーリスト株式会社横浜支店への支払いに充てられ、日当、旅券の交付手数料及び査証手数料として、合計38万3,607円が議員に支払われた。その内訳は書面に記載のとおりである。

「ウ ヨーロッパ視察団」、10月31日に10人分の1,200万円が概算払いにより支出され、11月14日に精算が行われ、追給又は返納はなかった。

なお、議員に支給された旅費は全額、近畿日本ツーリスト株式会社横浜支店への支払いに充てられた。

「2 視察の合理性」について説明する。

「(1)アジア視察」「ア シンガポール」「(ア)リー・クアンユー公共政策大学院及び在シンガポール日本国大使館」、大学院の視察では、経済産業施策を主なテーマとして、兼任教授に講義を受けるとともに、質疑応答を行った。

講義では、シンガポール政府における官僚の人材育成やデジタル国家戦略の推進、政治家への厳格な規律、将来のリスクを予測し対応策を検討する部署の設置、気候変動による地理的、経済的リスクや大規模火山活動による気候的リスクなどへの対策強化の必要性、大地震による外交的リスクなどについて説明を受けるとともに、「災害や危機に備え、強い日本の再建を目指しつつ、変化を受け入れ、活かしていく姿勢が重要である」というアドバイスを得た上、質疑応答では、エネルギー政策についても知見を得た。

また、在シンガポール日本国大使館の視察では、シンガポールでの視察項目である、経済産業施策及び環境・エネルギー施策を主なテーマとして、公使及び書記官から説明を

受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、シンガポールの政治情勢、経済情勢、外交・安全保障、日星関係について説明を受けるとともに、質疑応答では、日本人の移住の状況や医療系ベンチャー企業の参入、政治体制などについても知見を得た。

本市では、令和7年度中に総合計画の改定作業を進めることとなっており、改定に当たっての審議や提言に資する幅広い分野の知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(イ) ジュエル・チャンギ国際空港」、経済産業施策を主なテーマとして、空港職員及びシンガポール国立大学ビジネススクールの特任教員から説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、空港の概要や複合施設であるジュエルの概要について説明を受けるとともに、質疑応答では、各施設の詳細について知見を得た。

本市でも、スカイブリッジやキングスカイフロントに代表される国際空港の隣接地であることを前提とした行政の施策がある上、環境対策にも取り組んでおり、ジュエル・チャンギ国際空港の取組から参考となる有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「イ ベトナム」、ホーチミン日本商工会議所では、教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援を主なテーマとして、会頭及び事務局長から説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、ホーチミン日本商工会議所の活動やベトナムの経済状況等について説明を受けるとともに、質疑応答では、貨幣制度や公務員給与、ベトナム人の国民性、女性の社会進出の状況、川崎市のスポーツや企業がベトナムで拡大していくために必要な要素について知見を得た。

現在、川崎市を代表する企業やプロスポーツクラブがベトナムに積極的に進出している中、その取組を積極的に支援していくための有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「ウ 中国」「(ア) フーマーフレッシュ」、経済産業施策を主なテーマとして副店長から説明を受け、質疑応答を行うとともに、店舗内を視察した。

視察では、オンライン注文が売上げの70%に達していることや在庫ロスを最小限にする工夫、若い世代のニーズに合わせたイートイン等についての知見を得た。

本市では、令和3年度に「商店街等デジタル化モデル事業補助金」事業を実施したが、こうした分野の政策形成に資する内容であり、また、生産年齢人口が政令市で一番若く、共働き世帯が増加傾向である本市のより一層の発展と、少子化対策の一助となり得るハイテクスーパーマーケットやキャッシュレス社会に関する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(イ) B Y D 深圳販売店」、環境・エネルギー施策を主なテーマとして、担当者から説明を受け、質疑応答を行うとともに、試乗を行った。

視察では、国・行政からの強力な支援のもと、深圳市を研究場所やモデルケースとして、徹底した電動化を図っていることを理解するとともに、バッテリーや充電等に関する知見を得た。

本市では、令和4年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」及び令和2年11月に策定した「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」に基づき、脱炭素社会の実現に向けて、環境に優しい電気自動車の普及に取り組んでおり、その一環として、市内の充電インフラの整備に努めているところであり、その取組に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(ウ) 華強北」、経済産業施策を主なテーマとして、現地ガイドから説明を受けながら、現地視察を行った。

視察では、華強北が電気街として発展した背景を理解するとともに、単なる「電気街」を超えて電子産業やテクノロジー分野の革新を支える街として発展し続けていることから、本市におけるスタートアップやイノベーションの取組に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(エ) 百度深圳支社」、経済産業施策を主なテーマとして、担当者から説明を受けながら視察を行った。

視察では、自動運転プラットフォームや音声アシスタント、生成 A I などの先進技術とデータ活用に関する知見を得た。

本市では、自動運転バスの実証運行や、職員の生成 A I の利用など、A I 技術の活用に積極的に取り組んでおり、視察内容は、本市におけるこうした取組の推進に資するものであり、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(2) オセアニア視察」「ア オーストラリア」「(ア) 日本貿易振興機構シドニー事務所」、環境・エネルギー施策を主なテーマとして、所長から説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、オーストラリアの概況や経済動向、注目分野、日系企業と投資、化石燃料の輸出など幅広い事項について説明を受けるとともに、質疑応答では、蓄電池の重要性やエネルギーの輸送方法、二酸化炭素の回収・貯留・有効利用の技術等についての知見を得た。

本市では、令和4年3月に「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定し、日本のカーボンニュートラル化を牽引するモデル地域になるとともに、2050年以降も企業等選ばれ続け、産業競争力のあるコンビナートであり続けるよう取り組んでいるところであり、その取組に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(イ) ウーロンゴン市・ウーロンゴン市議会」、昭和63年から姉妹都市提携を結んでいる都市同士の交流を深めるため、ウーロンゴン市長を表敬訪問したものである。

この表敬訪問では、議会制度のほか福祉や子育て、教育等について多くの質疑応答がなされ、両市の友好親善を深めることができただけでなく、幅広い分野における知見を得ており、訪問することに合理性がある。

「(ウ) ニューサウスウェールズ州多文科省」、多文化交流、多文化共生社会を主なテーマとして、州政府職員から説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、同州における多文化共生の具体的な取組を理解する上で重要な要素である人口構成や宗教観の構成のほか、多文化省設置の背景や取組、移民・難民の受入れなどについて説明を受けるとともに、質疑応答では、多様な宗教・言語を受け入れる体制づくり等についての知見を得た。

本市では、これまで外国人市民代表者会議を設置するなど、外国人市民施策に積極的に取り組むとともに、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定するなど、円滑な地域共生に向けた取組を進めており、その取組に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(エ) 在ブリスベン日本国総領事館」、環境・エネルギー施策を主なテーマとして、総領事及び職員から説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、クイーンズランド州の水素戦略のほか、州の概要や政治体制、経済、日本語教育、日本との交流などについて説明を受けるとともに、質疑応答では、今後の水素活用のほか、2032年のオリンピック開催、犯罪の発生状況、教育レベル、住宅問題、選挙など幅広い分野についての知見を得た。

本市では、平成27年3月に「水素社会実現に向けた川崎水素戦略」を策定し、水素エネルギーの積極的な導入と利活用による「未来型環境・産業都市」の実現を目指して取組を進め、令和4年3月には「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定して取組を推進しているところであり、その取組に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(イ) ニュージーランド」、在オークランド日本国総領事館では、地方自治制度を主なテーマとして、総領事及び首席領事から説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、オークランド市の特徴や教育制度、高齢者施策などについて説明を受けるとともに、質疑応答では、オーストラリアとの違いや公務員の状況、税、地方分権など幅広い分野についての知見を得た。

ニュージーランドは、島国であることや気候、さらには民主主義を基盤とした価値観を持つことなど、日本と多くの類似点を持っており、その点において、本市の施策の参考となる部分が多く、また、他国の行政制度の理解を深めることは、本市行政を相対的、客観的に評価するために大変有益であり、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(3)ヨーロッパ視察」「ア デンマーク」「(7)北欧研究所」、社会福祉、社会保障等を主なテーマとして、代表及びコンサルタント会社CEOから説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、デンマークの社会福祉制度とデジタル化の関係と現状、日本とデンマークの比較、介護や医療等について説明を受けるとともに、質疑応答では、公共サービスのデジタル化などについての知見を得るとともに、アドバイスも受けた。

本市のみならず日本では少子高齢化・人口減少が進んでおり、その対策に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(イ)デジタルハブデンマーク」、デジタル政府の共同ネットワークの総会におけるデジタルハブデンマークの部門責任者の講演を聴く形で行われ、デンマークにおけるデジタル化の過程やシステムに対する市民の信頼・満足、今後の課題と方向性などについて説明があり、多くの知見を得た。

本市では、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション推進プラン」を策定し、デジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現を目指しているところであり、その取組に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「イ イギリス」「(7)クレアロンドン事務所、在英国日本国大使館」、クレアロンドン事務所では、地方自治制度等を主なテーマとして主任研究員から説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

説明では、イギリスの分権化の取組などについて説明を受けるとともに、質疑応答では、自治体の変革に対する市民からの反対・反発の状況や首長の公選に関する考え方、地方自治法のドラスティックな改正が可能な理由などについて知見を得た。

在英国日本国大使館への訪問では、特命全権公使との懇談・質疑応答を行った。

懇談では、イギリスの物価高騰の影響や日英関係、再生可能エネルギーの推進などについて説明を受け、質疑応答では、英国から見た政権についてやワーキングホリデー、税の配分などについての知見を得た。

本市は、新たな大都市制度として特別市の法制度化を目指して取り組んでおり、その取組に資する有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(イ)シェフィールド市役所、シェフィールド市議会、シェフィールド子ども大学、バーチャルスクール、オールセインツカトリック高校」、市役所及び市議会は、平成2年から友好都市提携を結んでいる都市同士の交流を深めるため、シェフィールド市の市長及び議長を表敬訪問したものである。

懇談では、市及び市議会の概要のほか、サッカー、女性の社会進出、地域経済等について意見交換が行われ、両市の友好親善を深めることができた。

また、シェフィールド市役所及びシェフィールド市議会を訪問するに当たり、市の担

当者から、ぜひ案内させてほしいと提案を受けたのが、シェフィールド子ども大学、バーチャルスクール、オールセインツカトリック高校の取組の視察であり、これらの招待に応じることは国際的礼儀にかなうもので、両市の親善友好の向上に資するものである上、日本と異なる教育の取組についての知見を得ており、訪問することに合理性がある。

「(ウ)スピタルフィールズ、ブリックレーン、ショーディッチ」、まちづくり施策を主なテーマとして、関係者に説明を受けながら現地視察を行ったものである。

視察では、当該地区の「多様性」と「多文化共生」という点で本市との親和性を確認することができ、平成30年に「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」を策定し、取組を進めている本市にとって有益な知見を得ており、テーマの設定や視察先の選定に合理性がある。

「(エ)ロンドン市役所」、11月6日のロンドン市役所の視察については、大都市制度や議会運営といった地方自治制度等について市役所の担当者から説明を受けるとともに、市役所庁舎を視察する行程で調整をしていたが、調整が整わず受入れ不可となってしまった。市役所庁舎の視察についても学生向けのガイドツアーがあるのみであったため、事前にガイドから概要やポイントの説明を受けた上で視察を行うこととしたが、視察当日の現地での調整により、ロンドン市議会の視察が可能となり、開催中の委員会を傍聴することが可能となったものである。

当初の予定にはなかった行程ではあるが、日本と比べてはるかに長い議会制度の歴史を持つ英国の議会運営を直接見ることで本市議会の運営における大きな示唆を得ており、視察することの合理性がある。

「(4)小括」「ア 視察目的の合理性」、本件海外視察は、市政の課題の解決に資するとともに、市民生活及び市政の発展に寄与することを目的として実施するもので、アジア視察においては「経済産業施策」、「環境・エネルギー施策」、「教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援」を、オセアニア視察においては「環境・エネルギー施策」、「多文化交流、多文化共生社会」、「経済産業施策」、「地方自治」、「社会福祉、社会保障」を、ヨーロッパ視察においては「社会福祉、社会保障」、「ICT施策」、「教育施策」、「地方自治制度等」、「まちづくり施策」を主要調査項目として視察を実施したが、いずれの項目も、本市の総合計画に位置づけられている事項であり、本市の推進する施策と密接に関連しており、執行部提案の議案等の審議及び審査や、議会自らが行う政策立案や政策提言につながるという点で、本件海外視察での調査項目として合理性があり、妥当なものである。

「イ 視察内容の相当性」、上記2(1)から(3)のとおり、各視察先では設定したテーマに沿って、関係者等からの説明や質疑応答、現地視察を行っており、視察内容はいずれもテーマと関連している。

また、議員が現地施設を訪問し、最新の情報と専門的な知見を有する関係者等から実情を聞き、直接質疑や意見交換を行うことにより、本市が取り組む各種施策に関する有益

な知見を得られており、視察内容には相当性がある。

「ウ 視察報告書の妥当性」、視察報告書は、実施要領 5 (5)「視察団の団長は、視察終了後 2 箇月以内に、議員海外視察報告書を議長に提出しなければならない。」の規定に基づき、アジア視察団、オセアニア視察団、ヨーロッパ視察団それぞれで作成されたものだが、各担当者が視察で関係者等から見聞きしたことや質疑応答によって得た知見、自らの調査内容等に基づく考察等も含め記述するとともに、市民への分かりやすさも考慮して、写真や図表を使用して作成するなど、その内容は視察の報告書として妥当なものである。

また、報告書は本件海外視察の成果の一つではあるが、視察の目的は実施要領のとおり、市政の課題の解決や市民生活及び市政の発展に寄与することであり、本質的な成果はその後の議会活動が視察目的の達成に向けて充実することにある。したがって、報告書の内容のみをもって直ちに視察に合理的な必要性がなかったことにはならない。

なお、本件視察の短期的な成果としては、令和 6 年第 4 回定例会において、複数の議員から本件視察を踏まえた質問や意見要望がなされている。

「3 結論」、以上のとおり、本件海外視察は、川崎市議会が議決機関として、その機能を適切に果たすための合理的な必要性に基づき議員を派遣したものである上、行程や内容はいずれも合理性があるものであり、川崎市議会の裁量権の行使に何ら逸脱又は濫用はなく、違法又は不当との評価を受けるものではない。

よって、本件海外視察に要した経費の支出は違法又は不当ではなく、本件海外視察に参加した議員は不当利得を得ていないため、参加議員に対する不当利得返還請求を行う義務はない。

※関係職員の陳述の要旨をまとめたもの

市議会議員派遣に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～12 略

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

14～20 略

2 川崎市議会会議規則（昭和 31 年川崎市議会規則第 1 号）

（議員の派遣）

第 132 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

3 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成 20 年川崎市条例第 36 号）

第 8 条 議会議員が、その職務のため出張したときは、川崎市旅費支給条例（昭和 22 年川崎市条例第 21 号）別表の特等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。

4 川崎市旅費支給条例（昭和 22 年川崎市条例第 21 号）

第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 前項に規定する旅費のうち、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当、宿泊料及び食卓料については、別表に定めるところにより支給する。

第 16 条 外国旅行の旅費の額及び支給方法については、国家公務員の例に準じて市長が定める。

別表（第 2 条関係）

等級	種別	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	宿泊料 （1 夜につき）	日当 （1 日につき）	食卓料 （1 夜につき）
特	市長副市長及びこれに準ずる者	乗車に要する運賃	乗船に要する運賃	実費又は 1 キロメートルにつき 37 円	実費	16,500 円	3,300 円	3,300 円
略								

1～10 略

5 転任のため赴任する場合の旅費及び外国旅行の旅費の支給に関する取扱い要綱

（外国旅行の旅費）

5 外国旅行における旅費の額及び支給方法については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「改正前の旅費法」という。）第 31 条から第 40 条まで及び別表第 2 の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、改正前の旅費法第 32 条、第 33 条及び第 34 条の規定に基づき支給する額は、それぞれの額の範囲内の実費額とする。

読み替える改正前の旅費法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第 34 条第 1 項第 1 号イ	内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員	市長・副市長

	の給与に関する法律第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の7号俸又は6号俸の俸給月額の俸給を受ける者にあつては、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するもの		
略			
第34条第1項第2号イ	内閣総理大臣等		市長・副市長
	略		
略			
第34条第1項第4号	内閣総理大臣等		市長・副市長
	略		
別表第2の1の表	内閣総理大臣等	国務大臣等及び特命全権大使	市長
		その他の者	副市長
	略		
略			

備考 略

6 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）

（日当）

第20条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

（宿泊料）

第21条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第22条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（航空賃及び車賃）

第34条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の7号俸又は6号俸の俸給月額の俸給を受ける者にあ

つては、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。)及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するものについては、最上級の運賃

ロ～ハ 略

(2)運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務又は7級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする6級又は5級の職務にある者については、上級の運賃

ロ 略

(3)運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4)内閣総理大臣等又は指定職の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第35条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 略

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに第22条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第39条の2 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

別表第2 外国旅行の旅費(第35条―第37条、第39条、第40条、第41条関係)

(1)日当、宿泊料及び食卓料

区 分		日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)				食 卓 料 (一夜につき)
		指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
内閣総理大臣等		略								
	国 務 大 臣 等 及 び 特 命 全 権 大 使	10,500円	8,700円	7,000円	6,300円	32,200円	26,800円	21,500円	19,300円	8,600円
	そ の 他 の 者	9,400円	7,900円	6,300円	5,700円	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円	8,000円
略										

備考

1 略

2 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

3 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

7 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令(令和6年財務省令第70号)による改正前の国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)

(外国旅行指定都市の範囲)

第 16 条 法別表第 2 の(1)の備考 2 に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

(外国旅行に係る地域の定義)

第 17 条 法別表第 2 の(1)の備考 2 に規定する次の各号に掲げる地域として財務省令で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

(1)略

(2)欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

(3)略

(4)アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

(5)略

(6)大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

(7)～(8)略

(外国旅行甲地方の範囲)

第 18 条 法別表第 2 の(1)の備考 2 に規定する甲地方は、前条第 1 号から第 3 号までに定める地域のうち第 16 条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(外国旅行丙地方の範囲)

第 19 条 法別表第 2 の(1)の備考 2 に規定する丙地方は、第 17 条第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に定める地域のうち第 16 条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。